

調査票「民間需給調整機関ヒアリング項目」

民間需給調整機関ヒアリング項目

業務形態について

問1 業務形態（人材派遣（派遣形態） 人材紹介、再就職支援 等）(複数回答)

『キャリア・コンサルタント』及び類似・近接する資格取得者の活用状況

この調査における『キャリア・コンサルタント』は、厚生労働省がキャリア形成促進助成金（職業能力評価推進給付金）の支給対象として指定した11試験機関が実施する能力評価試験の合格者と、(社)日本経団連の講座修了認定試験の合格者、(独)雇用・能力開発機構の講座修了者及び人材開発協会認定キャリア・カウンセラーを指すものとします。

問2 『キャリア・コンサルタント』資格取得者の有無とその理由

問3 『キャリア・コンサルタント』に類似・近接する資格取得者（産業カウンセラー、臨床心理士、社内独自の資格等）の有無とその理由

問4 『キャリア・コンサルタント』資格取得者及び類似・近接する資格取得者が「いない」場合、その理由

問5～12については、問2において『キャリア・コンサルタント』資格取得者が「いない」場合で、問3において『キャリア・コンサルタント』に類似・近接する資格取得者が「いる」場合は、その者について回答。『キャリア・コンサルタント』及び類似・近接する資格取得者の両者が「いる」場合は、両者の相違点を含めて回答。

問5 雇用形態・勤務形態

問6 社員の養成講座の受講、能力評価試験の受検等について、支援（奨励・援助等）の有無とその理由

問7 社員の資格取得後のフォロー、能力向上等の支援（奨励・援助等）の有無とその理由

『キャリア・コンサルタント』及び類似・近接する資格取得者の担当業務、キャリア・コンサルティング実施状況

問8 担当する業務内容（具体的に）

問 9 担当するキャリア・コンサルティング以外の業務の兼任状況

問 10 キャリア・コンサルティングの実施状況とその理由（実施時期・内容・対象者等）（具体的に）

問 11 キャリア・コンサルティング実施のメリット・デメリット

問 12 『キャリア・コンサルタント』及び類似・近接する資格取得者とそれ以外の者との相違

（ 1 ） 雇用形態・勤務形態等の区分の有無とその理由（具体的に）

（ 2 ） 業務内容の区分の有無とその理由（具体的に）

（ 3 ） 能力の違いの有無（職歴、学歴等との関係性）（具体的に）

『キャリア・コンサルタント』に求められる能力、活用の可能性等

問 13（『キャリア・コンサルタント』をすでに活用している企業）

社内の『キャリア・コンサルタント』に求める能力・適性

（『キャリア・コンサルタント』を活用していない企業）

社内において『キャリア・コンサルタント』を導入する場合、必要であると考えられる能力・適性

（ 参考として、『キャリア・コンサルティング実施のために必要な能力体系の見直し等に係る調査研究』を提示。）

問 14 社内における『キャリア・コンサルタント』の導入・活用拡大の可能性とその理由

問 15 『キャリア・コンサルタント』資格制度の有効性

問 16 『キャリア・コンサルタント』養成講座実施団体及び能力評価試験実施団体に対する要望